様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　5月20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　　　　　　　なっく  一般事業主の氏名又は名称 　　　　Nak  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒733-0813  広島県広島市西区己斐中3丁目49-13-101  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社サイトページ  「当店のDXへの取り組み ～デジタルで変わる格闘技用品の未来～」 | | 公表日 | 2025年3月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ウェブサイト「ムエタイショップNAK」公式ブログ内（URL：https://muaythaishopnak.com/blogs/blog/dx） 記載箇所：「1. 経営の方向性とデジタル活用のビジョン」見出し直下 | | 記載内容抜粋 | 当店は「格闘技愛好家一人ひとりの個性を活かしたオーダーメイド製品を、デジタルの力でより身近に提供する」というビジョンを掲げ、2023年3月に「2026年ビジョン」を策定・文書化。以下の3つを方針としている：①顧客満足度の向上（デジタル技術による迅速対応と高品質提供）、②製作工程の効率化（パターン管理・受発注の自動化等）、③新規顧客開拓（SNS・オンライン販促の活用）。これらの方針はブログ記事にて詳細に発信している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者である私自身が、2023年3月に経営方針として「2026年ビジョン」を策定・明文化し、以後の経営判断・施策実行の指針として活用。今回のブログ記事は、私の責任において当店の経営方針およびDX戦略を取りまとめ、社外向けに情報発信したものである。個人事業主としての経営意思決定に基づく公表である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社サイトページ  「当店のDXへの取り組み ～デジタルで変わる格闘技用品の未来～」 | | 公表日 | 2025年3月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ウェブサイト「ムエタイショップNAK」公式ブログ内（URL：https://muaythaishopnak.com/blogs/blog/dx） 記載箇所：「2. 戦略の​具体化と​その​推進体制」 見出し下部 | | 記載内容抜粋 | 記載箇所：「2. 戦略の​具体化と​その​推進体制」 見出し下部  抜粋内容： 顧客の採寸データ、注文履歴、デザイン要望などはGoogleスプレッドシートに蓄積し、商品改良やリピート提案に活用しています。SNSでの反応分析も実施し、どのデザインや投稿が反響を呼んだかをもとに次の施策を企画。月次でKPIを可視化し、PDCAサイクルを回しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者である私自身が戦略全体を設計し、2023年に「2026年ビジョン」として文書化。各フェーズの実行は私の意思決定に基づいており、DX推進日を設けて定期的に実施状況を確認・見直している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ブログ記事内「2. 戦略の具体化とその推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 推進体制としては、私自身が中心となり、月に一度「DX推進日」を設け、進捗確認と次のアクションプランを策定しています。  また、私の判断と指揮のもと、IT専門知識を補完するための体制として、広島商工会議所のITサポート窓口の助言を受けながら、地元のITサポート事業者と顧問契約を結んでいます。この契約は私自身が主導して交渉・締結したもので、月1回のオンラインミーティングで助言を受け、DX戦略の実行に活かしています。  さらに、中小機構の「IT経営簡易診断」も活用し、客観的な視点で当店のDX推進状況を確認しています。  デジタル化の知見を広げるため、同業の個人事業主とのオンラインコミュニティを私自身が構築し、このネットワークを通じてデジタル化のノウハウ共有や課題解決に取り組んでいます。このコミュニティ運営も私が主体となって行い、定期的な情報交換会の開催やベストプラクティスの共有を積極的に推進しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ブログ記事内「3. 最新のデジタル技術を活かす環境整備の取り組み」 | | 記載内容抜粋 | 当店では以下のITツールやクラウドサービスを導入し、一人事業主でも効率的に業務を進められる環境を整備しています。  導入ツール・サービス  Shopifyによるオンラインストア：2023年から構想・準備を開始し、2024年9月に自社ECサイトをShopifyで公開予定。商品管理・受注・決済をシームレスに処理し、スマートフォンからも管理できる環境の実現を目指しています。  Googleスプレッドシートによる在庫・顧客管理：生地やパーツの在庫、顧客の測定データをクラウド上で管理し、いつでもどこでも情報にアクセス可能な環境を構築。  LINE公式アカウント：お客様との円滑なコミュニケーションを実現。採寸データの確認やデザイン相談をチャット上で完結できるようになりました。  クラウドストレージサービス：製品デザインのパターンデータや過去の制作実績をクラウド上に保存し、いつでも参照可能に。災害時のデータ保全にも役立っています。  SNS連携ツール：Instagram、FacebookなどのSNS投稿を一元管理し、効率的な情報発信を実現。投稿分析機能も活用しています。  オンライン決済サービス：クレジットカード、スマホ決済など、多様な決済手段を提供し、購入の利便性を向上。  これらのツールは、スマートフォンやタブレットからもアクセスでき、作業場と移動中のどちらでも業務が進められるよう工夫しています。各ツールの選定にあたっては、機能性だけでなく、セキュリティや将来的な拡張性も考慮しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社サイトページ  「当店のDXへの取り組み ～デジタルで変わる格闘技用品の未来～」 | | 公表日 | 2025年3月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ウェブサイト「ムエタイショップNAK」公式ブログ内（URL：https://muaythaishopnak.com/blogs/blog/dx） 記載箇所：「4. DX戦略の進捗を測るKPIの設定」見出し直下 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の進捗を評価するため、顧客関連（オンライン注文比率、リピート率、SNS転換率）、業務効率化（製作時間、デジタル化率、在庫回転率）、ブランディング（SNSフォロワー、閲覧数、見積もり機能利用率）などのKPIを設定。Googleスプレッドシートでダッシュボード化し、月次で測定・半年ごとに見直しを実施。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年3月28日 | | 発信方法 | 自社ウェブサイト「ムエタイショップNAK」公式ブログ内（URL：https://muaythaishopnak.com/blogs/blog/dx） 記載箇所：5. 経営者による情報発信と対話 | | 発信内容 | 私たちは、「クラフトマンシップ × デジタル」を融合させ、格闘技業界の新しい価値創出を目指します。 全国の選手に高品質なカスタムギアを迅速に届けるため、データとITの力で生産プロセスを革新し、競争力を高めてまいります。 すべてはお客様の「勝ちたい」という想いに応えるために、技術と情熱を磨き続けます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 1月頃 ～ 現在進行中 | | 実施内容 | 代表者自身がIPAの「DX推進指標 自己診断」を実施し、「データ活用の体系化」に課題を認識。改善施策として、顧客データ分析のためのフレームワークを独自構築し、月1回の定期レビューを開始。利用中のITサービスの一覧管理や費用見直しも実施し、最適化を図っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 10月頃 ～ 現在進行中 | | 実施内容 | 代表者が主導し、「SECURITY ACTION 二つ星」を2025年3月28日に取得。パスワード管理ツールの利用、二段階認証、定期的なバックアップ、ウイルス対策ソフトの導入など、基本的なセキュリティ対策を網羅的に実施している。加えて、月1回の社内点検、IPAからの最新セキュリティ情報の収集、緊急時対応マニュアルの整備も行っており、小規模事業者として必要十分なセキュリティ水準を維持している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。